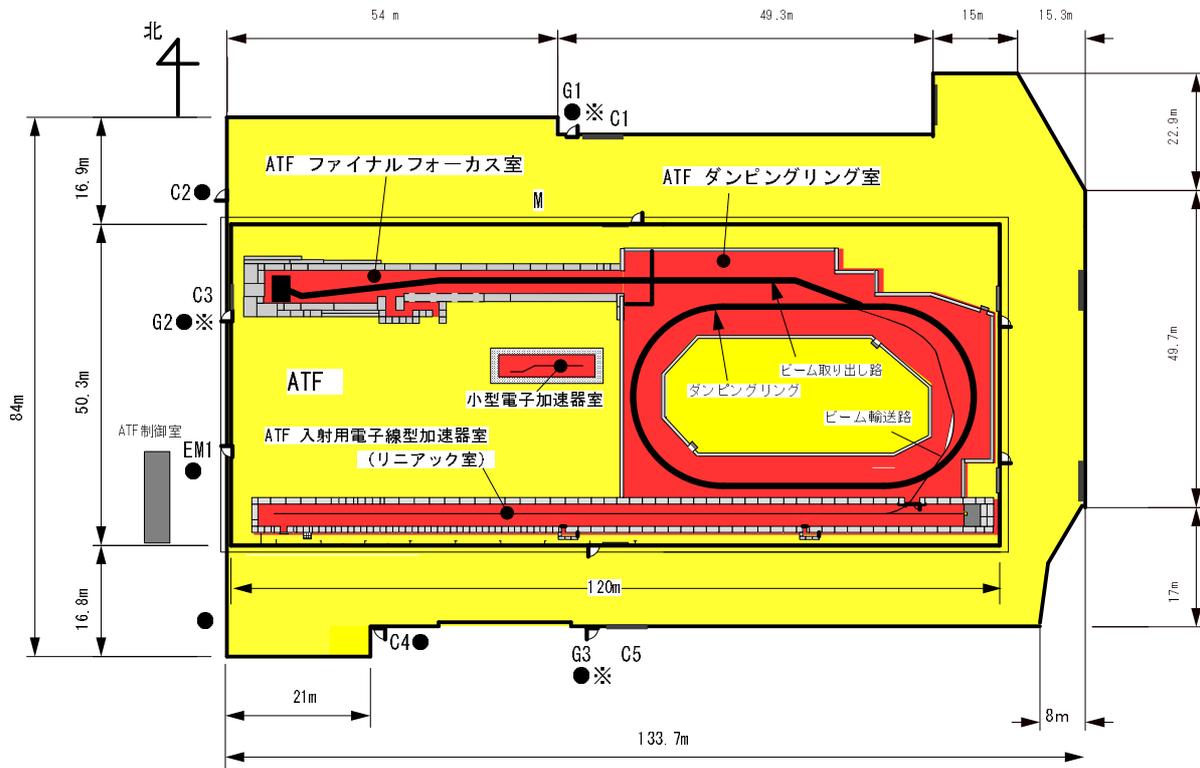


先端加速器試験棟 (ATF) における放射線障害防止法施行規則 第 22 条の 3 の適用について

2014 年 3 月 10 日
放射線取扱主任者

放射線障害防止法施行規則第 22 条の 3 に基づき、下記の期間、先端加速器試験棟 (ATF) 内の一般管理区域を管理区域でないものとみなし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行います。

1. 期間 2014 年 3 月 24 日 から 2014 年 3 月 31 日
2. 場所 先端加速器試験棟 (ATF) 内の一般管理区域 (下記図面の黄色部分)



配布先

機構長、(管理局) 施設部長、建築課長、設備課長、安全衛生推進室、

(素核研) 所長、副所長 (加速器) 施設長、各主幹、当該発生装置管理責任者、(共通) 施設長、各センター長、放射線管理室員